

生ごみ堆肥化容器等販売店募集について

生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付事業の販売店を募集します。

○登録要件

容器等を販売しようとする販売店は、組合長に販売の登録を申請し、承認を得る必要があります。

登録を受ける場合は、次のすべての要件を満たすこと。

- ・長沼町・南幌町・由仁町のいずれかに店舗があること。
- ・容器、電動処理機の使用方法について、購入者に説明できること。
- ・組合への補助金請求事務を適正に処理できること。

○登録申請期間 平成31年3月1日から平成31年3月15日まで

○申請方法 申請様式をダウンロードし必要事項に記入し、容器、処理機のカatalogとあわせて組合に持参又は郵送で申請願います。

郵送の場合は平成31年3月15日必着でお願いします。

申請先、郵送先：〒069-1317 夕張郡長沼町東5線北8番地
南空知公衆衛生組合

○補助対象となる容器及び処理機

①生ごみ堆肥化容器

生ごみを土中の微生物の働きによって分解し、堆肥化する容器で、土の上に据えるもの（容量が100リットル以上のものに限る。）。

②電動生ごみ処理機

生ごみを機械的に処理し、減量化又は堆肥化する「乾燥型」又は「微生物分解型」の電動式処理機（生ごみを粉碎処理し、下水道等に排出するものを除く。）。

○補助事業の流れ

①手続き（登録申請）

事前に、取り扱う商品（生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機）の販売登録申請をお願いします。審査の結果は、文書にて通知いたします。

※販売する容器・処理機のカタログ添付が必要です。

②容器及び処理機の販売

交付決定を受けた交付決定者が、登録販売店へ行き商品を購入します。

登録販売店は、交付決定者から受領書（様式第3号）、委任状（様式第4号）を受取り

販売価格から補助金額を差し引いた金額で販売します。

③補助金の請求

交付決定通知者への販売が終了したのち、組合に請求書（様式5号）、補助金交付対象者一覧表（様式6号）、交付決定者より受取りした書類（様式第3号・様式第4号）を添付して、書類を確認し組合に請求をお願いします。

④補助金の支払い

審査後、適正と認めたときは、30日以内に補助金を支払います。

○購入希望者申請受付期間

2019年5月1日～2019年10月31日

※11月1日以降の申請は受け付けておりません。

○補助台数と補助金額

①生ごみ堆肥化容器：長沼町・南幌町・由仁町で各20台。

※購入価格の2分の1以内で、上限3,500円

②電動生ごみ処理機：長沼町・南幌町・由仁町で各8台。

※購入価格の2分の1以内で、上限25,000円

③補助金額の算式例

生ごみ堆肥化容器販売価格が7,000円以上の場合は一律3,500円。7,000円未満の場合は、その百円未満を切り捨てた額となります。

例) 容器本体価格（税込）3,065円－1,532円＝1,533円 補助金額 1,500円

電動生ごみ処理機販売価格が50,000円以上の場合は一律25,000円。50,000円未満の場合はその百円未満を切り捨てた額となります。

例) 電動本体価格（税込）40,824円－20,412円＝20,412円 補助金額 20,400円

○様式関係

生ごみ堆肥化容器販売業者登録申請の受付	(PDF)
電動生ごみ処理機販売業者登録申請の受付	(PDF)
生ごみ堆肥化容器販売登録申請書	(ワード)
電動生ごみ処理機販売登録申請書	(ワード)

詳しくは、南空知公衆衛生組合（Tel.0123-88-3900）にお問い合わせ下さい。

平成31年度生ごみ堆肥化容器販売業者登録申請の受付

当組合では、生ごみの減量化を推進するため、生ごみ堆肥化容器の購入費用の一部に補助金の交付を行っています。

本交付事業の実施にあたって、次の要領で生ごみ堆肥化容器の販売業者登録申請の受付を行います。

1 販売登録条件

- (1) 当組合の構成町内（長沼町・南幌町・由仁町）の業者（支店等含む）で、生ごみ堆肥化容器を取り扱う業者であること。
- (2) 購入希望者から補助金の額を差し引いた販売代金を受領した後、補助金（3,500円（購入価格が7,000円未満の場合、購入価格の2分の1以内の額））受領の委任を受け、組合に対し補助金の交付請求を行い、支払いを受けることに同意できる業者であること。
- (3) その他必要事項については、組合長が定めるものとする。

上記、全ての販売登録条件に該当する業者で、販売業者の登録を希望する方は、「生ごみ堆肥化容器販売登録申請書」により申請してください。

2 販売業者登録申請の受付期間

自 平成31年3月1日（金）
至 平成31年3月15日（金）

3 提出書類

- (1) 生ごみ堆肥化容器販売登録申請書
- (2) 販売する容器のカタログ

4 申請書類の提出先及びお問い合わせ先

〒069-1306

夕張郡長沼町東5線北8番地 南空知公衆衛生組合 総務課業務係

TEL0123-88-3900

申請書類は郵送でも構いませんが、平成31年3月15日（金）必着でお願いします。

5 その他

本交付事業の開始時期につきましては、平成31年5月に広報誌等で購入者の募集を開始いたします。

平成31年度電動生ごみ処理機販売業者登録申請の受付

当組合では、生ごみの減量化を推進するため、電動生ごみ処理機の購入費用の一部に補助金の交付を行っています。

本交付事業の実施にあたって、次の要領で電動生ごみ処理機の販売業者登録申請の受付を行います。

1 販売登録条件

- (1) 当組合の構成町内（長沼町・南幌町・由仁町）の業者（支店等含む）で、電動生ごみ処理機を取り扱う業者であること。
- (2) 購入希望者から補助金の額を差し引いた販売代金を受領した後、補助金（25,000円（購入価格が50,000円未満の場合、購入価格の2分の1以内の額で100円未満の端数を切り捨てた額））受領の委任を受け、組合に対し補助金の交付請求を行い、支払いを受けることに同意できる業者であること。
- (3) その他必要事項については、組合長が定めるものとする。

上記、全ての販売登録条件に該当する業者で、販売業者の登録を希望する方は、「電動生ごみ処理機販売登録申請書」により申請してください。

2 販売業者登録申請の受付期間

自 平成31年3月1日（金）
至 平成31年3月15日（金）

3 提出書類

- (1) 電動生ごみ処理機販売登録申請書
- (2) 販売する電動生ごみ処理機のカタログ

4 申請書類の提出先及びお問い合わせ先

〒069-1306

夕張郡長沼町東5線北8番地 南空知公衆衛生組合 総務課業務係

Tel 0123-88-3900

申請書類は郵送でも構いませんが、平成31年3月15日（金）必着でお願いします。

5 その他

本交付事業の開始時期につきましては、平成31年5月に広報誌等で購入者の募集を開始いたします。